

**【表紙】**

**【提出書類】** 内部統制報告書の訂正報告書

**【根拠条文】** 金融商品取引法第24条の4の5第1項

**【提出先】** 関東財務局長

**【提出日】** 平成30年8月10日

**【会社名】** 株式会社省電舎ホールディングス  
(旧会社名 株式会社省電舎)

**【英訳名】** SDS HOLDINGS Co.,Ltd.

**【代表者の役職氏名】** 代表取締役社長 西島 修

**【最高財務責任者の役職氏名】** 取締役管理本部長 田中 圭

**【本店の所在の場所】** 東京都港区芝大門2丁目2番11号

**【縦覧に供する場所】** 株式会社東京証券取引所  
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 1 【内部統制報告書の訂正報告書の提出理由】

平成27年6月29日に提出しました第30期(自平成26年4月1日至平成27年3月31日)内部統制報告書の記載事項に誤りがありましたので、金融商品取引法第24条の4の5第1項に基づき内部統制報告書の訂正報告書を提出するものであります。

## 2 【訂正事項】

- 1 財務報告に係る内部統制の基本的枠組みに関する事項
- 3 評価結果に関する事項

## 3 【訂正箇所】

訂正箇所は\_\_\_を付して表示しております。

### 1 【財務報告に係る内部統制の基本的枠組みに関する事項】

(訂正前)

代表取締役社長鶴澤利雄は、当社の財務報告に係る内部統制の整備及び運用に責任を有しており、(以下略)

(訂正後)

代表取締役社長西島修は、当社の財務報告に係る内部統制の整備及び運用に責任を有しており、(以下略)

### 3 【評価結果に関する事項】

(訂正前)

上記の評価の結果、当連結会計年度末日時点において、当社の財務報告に係る内部統制は有効であると判断しました。

(訂正後)

下記に記載した財務報告に係る内部統制の不備は、財務報告に重要な影響を及ぼすこととなり、開示すべき重要な不備に該当すると判断しました。したがって、当連結会計年度末時点において、当社の財務報告に係る内部統制は有効でないと判断しました。

## 記

当社は、外部からの指摘により、当社における過年度決算にかかる不適切会計の可能性を認識したことから、平成30年2月から平成30年4月にかけて社内調査委員会の調査及び平成30年5月から平成30年7月にかけて社外の専門家よって構成される第三者調査委員会の調査を実施しました。

これらの結果、取締役会及び監査役会の監督機能の不足や内部監査の不足、連結子会社の管理不足など当社グループの全社的な内部統制の有効性に疑義があることを示唆する指摘がなされました。また、平成26年3月期から平成29年3月期にかけて、工事進行基準を適用すべきではない取引への工事進行基準適用による売上高の水増計上、工事原価の付替や実体のない仮装取引による架空売上計上などの不適切な会計処理が判明いたしました。

これに伴い当社は、過年度の決算を訂正するとともに、平成26年3月期から平成29年3月期までの有価証券報告書及び平成26年3月期第1四半期から平成30年3月期第3四半期までの四半期報告書について訂正報告書を行うこととしました。

本件の要因については、業績が向上しない中で利益額を増やすことが優先課題となり、資金調達や継続企業の前提に関する注記の記載を解消するために決算の黒字化を実現する必要があると認識したこと、役職者らのコンプライアンス意識の著しい欠如のために相互の監督・牽制が有効に機能しなかったことや、不正適切行為を防止するための社内における体制や内部監査及び監査役による監査体制の構築も徹底されなかったこと、また、適切な財務報告を行うために必要な知識・人材不足によるものと判断しております。

以上のことから、当社における全社的な内部統制および決算・財務報告プロセスに関する内部統制の不備は、当社の財務報告に重要な影響を及ぼすこととなり、開示すべき重要な不備に該当すると判断しました。

なお、上記事実は当連結会計年度末日後に発覚したため、当該不備を当連結会計年度末日までに是正することができませんでした。

当社といたしましては、財務報告に係る内部統制の重要性を認識しており、開示すべき重要な不備を是正するために、第三者調査委員会の調査報告書の提言に従った再発防止策を実行し、内部統制の整備・運用を図ってまいります。

以上